

平成23年9月期 ミニディスクロージャー誌

Report'11

The Kurashin public information journal



この街と生きていく。もっと大きくあなたの未来。

倉吉信用金庫

KURAYOSHI SHINKIN BANK



KURASHIN
KURAYOSHI SHINKIN BANK

この街と生きていく。もっと大きくあなたの未来。

企業理念・経営方針

■企業理念■

◇基本理念

地元と共に生きる

◇経営理念

1. 信 頼

倉吉信用金庫は、法令やルールを遵守すると共に社会的規範を全うするため、法令等遵守を経営の最優先課題と位置づけ、誠実かつ公正な業務運営を行います。

1. 変 革

倉吉信用金庫は、時代の変化や、地域の要請を的確に捉え、迅速に対応するため、積極かつ堅実な経営を行います。

1. 地域貢献

倉吉信用金庫は、地域のすべての企業、勤労者、家庭の繁栄と幸せをもたらすため貢献します。

■経営方針■

◇経営方針

倉吉信用金庫の創業の原点である相互扶助の精神を大切に、「地域の為に貢献する」という使命感を再認識し、今こそ地域社会の再生と活性化を目指し「使命共同体」としてその中核となって、中小零細な地元企業の支援、地域住民の豊かな生活の向上、活力ある地域社会の実現に向けて貢献していきます。そのために強固な経営基盤をさらに確固たるものにし、“小さくても最良のくらしん”を実現します。

◇行動基準

1. 礼 儀

我々は、礼儀を基本とした誠意ある行動で、地域からの信頼を高めます。

2. 元 気

我々は、健康管理を怠らず、明るく、気みなぎる行動で、地域からの共感を受けます。

3. 向 上

我々は、自己啓発を心掛け、仕事に創意を生かし、顧客の満足度を高め地域に奉仕します。



—— 役員一覧 ——

理 事 長 (代表理事)	谷 岡 忠 範	理 事 (非常勤)	福 井 壽 幸
専務理事 (代表理事)	笠 見 和 則	理 事 (非常勤)	山 本 幸 隆
常勤理事	小 椋 栄	理 事 (非常勤)	田 中 希 弘
常勤理事	足 羽 弘 志	理 事 (非常勤)	藤 田 明
常勤理事	水 口 浩 志	理 事 (非常勤)	谷 口 宗 弘
常勤監事	綱 本 栄	員外監事 (非常勤)	松 井 幹 雄
		監 事 (非常勤)	藤 原 和 男

(平成23年9月30日現在)

倉吉信用金庫と地域社会

—この街と生きていく—

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、鳥取県の中部地域を主な営業エリアとして、地元の中小企業や住民が会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預りした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要としているお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として、地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

（計数は平成23年9月末日現在）

●預金について

（地域からの資金調達状況）

預金積金総額 71,943百万円
うち個人預金 58,405百万円

当金庫では、地域のお客様の着実な資金づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努力してまいります。

当金庫では、特に定期積金を通じて、それぞれのお客様のライフワークの実現に向けた蓄財のお手伝いをさせていただいています。

（尚、当金庫の取扱っている商品は、平成23年発行のディスクロージャー誌の28ページをご覧ください。）

●余裕資金の運用について

余裕資金運用残高 34,023百万円
うち預け金 21,653百万円
うち有価証券 12,370百万円

余裕資金の運用については、国債や政府保証債、地方債等を中心とした格付の高い債券や信金中金への預け金などで運用し、リスク回避に努め、インカム・ゲイン中心の運用に努めています。

地域のお客様
（会員）

会員19,200名
出資総額642百万円

預金積金・出資金

貸出金・支援活動・サービス

倉吉信用金庫

店舗数13店・常勤役職員105名

平成23年9月末
業務純益……127百万円
当期純利益…195百万円
自己資本比率…10.62%

●貸出金について

（地域への資金供給状況）

貸出金残高 40,868百万円

「地元で集めた預金は、すべて地元へ還元します」をモットーに、地域経済の活性化に資するため、円滑な資金供給に努め、地域の皆様を金融面からご支援しています。

（取扱商品は平成23年発行のディスクロージャー誌の29～30ページをご覧ください。）

事業者	22,015百万円
個人	13,761百万円
地公体	5,091百万円
設備資金	14,648百万円
運転資金	26,219百万円
住宅ローン	7,737百万円
消費者ローン	1,661百万円
預貸率	56.80%

●お客様への支援活動・サービスについて

景気が低迷している現在、業績低下に苦慮しているお客様に対し、本部組織内に資産管理部企業再生課を設置し、業務内容に踏み込んだ改善策・経営改善計画書のアドバイス等、金融面だけでなく幅広く経営の立て直しのご相談に応える他、創業・新規事業に関する相談も営業店窓口を通し積極的に応じ、生きた支援に心がけています。

また、経営者の異業種交流、親睦、経営に関する勉強の場として、各営業店に取引先経営者で構成する外郭団体を設置し、研修会や経済・文化講演会等を行い、お客様相互の発展と繁栄をお手伝いしております。その他法律・税務・年金等に関するご相談は、外部の有資格者による相談日を毎月定期的に設け、あらゆるお客様ニーズに応えられる体制を整えております。

●顧客ネットワークへの取組み（文化的・社会的貢献活動について）

当金庫では、地域金融機関として「地域と共に生きる」をテーマに、金融サービスの提供を通じ、地元企業の発展や、地域にお住まいの皆様の生活の向上、豊かで活力ある地域社会の実現を願い、地域のイベント活動や社会福祉活動に参加しています。

また、当金庫の主催によるお客様を対象とした経済講演会や囲碁大会、健康ウォークを開催し、地域で事業を営むお取引先で組織する外郭団体の組織化にも力を注いでいます。



くらしんの経営内容 Q&A

平成23年度〈9月期〉の業績

Q-1

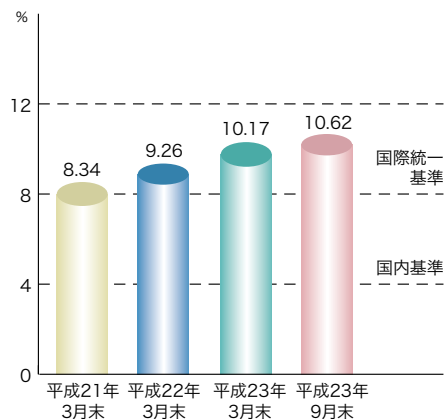
金融機関の健全性をあらわす自己資本比率はどうなっていますか？

A

金融機関の健全性を示す自己資本比率は、平成23年9月期において10.62%となりました。健全性の目安である国内基準4%、国際統一基準8%を上回っており、今後も年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考え、地域の皆様から一層信頼される金融機関となるよう、さらに健全な経営体質づくりに努めてまいります。

注) 9月末は、仮決算のため「信用金庫半期情報開示に関する基本的考え方」に基づく仮算定値です。

自己資本比率



Q-2

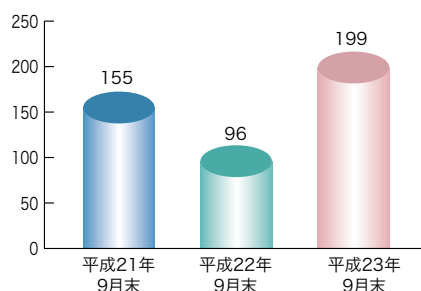
中間決算(平成23年9月末期)の収益・利益の状況はどうなっていますか？

A

地域の景況感は引き続き厳しい状況にあり、良質で低利な資金供給に取り組んでおります。また、経費の節減・引当金の減少等にも取り組み、業務収益の確保に努めた結果、業務純益127百万円・経常利益199百万円となり、当期純利益は195百万円となりました。今後も地域貢献するために適切な利益の確保に努めてまいります。

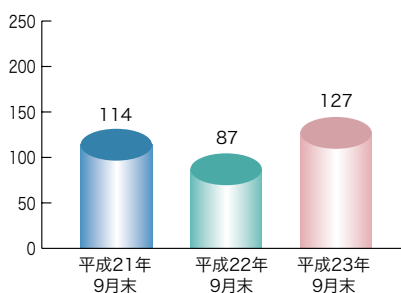
経常利益

(単位:百万円)



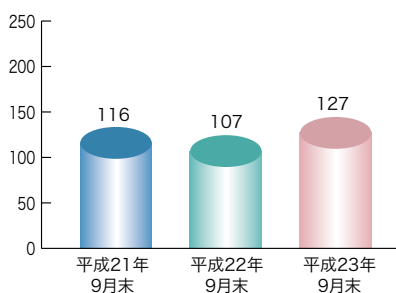
コア業務純益

(単位:百万円)



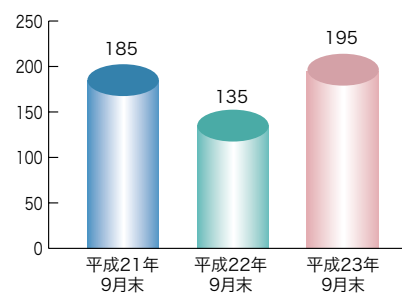
業務純益

(単位:百万円)



当期純利益

(単位:百万円)



Q-3

預金と貸出金の状況はどうでしたか？

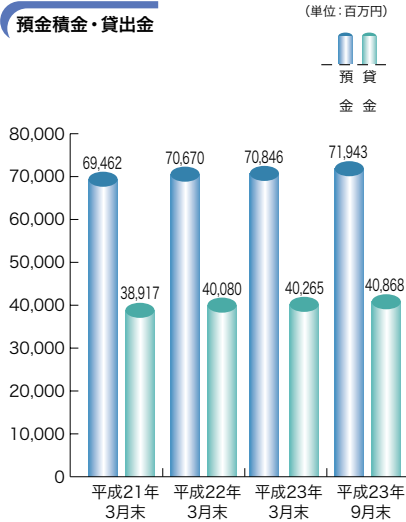
A

当金庫は今年度も、相互扶助による地域との共生「創業の精神」を大切にしながら「小さくても最良のくらしん」を実現するため、役職員一丸となって取り組んでいます。

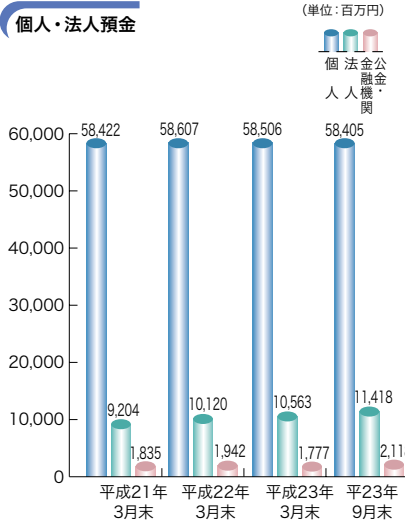
預金積金残高は、個人・法人預金とも定期性預金が堅調に推移し、4月から9月の半年間で1,097百万円増加(1.54%増)の、71,943百万円となりました。

また、貸出金においては、厳しい経済状況の中で努力している企業の支援や、住民の皆様への生活のための、資金のご融資に取り組み、貸出金残高は、この半年間で603百万円増加(1.49%増)し、40,868百万円となりました。

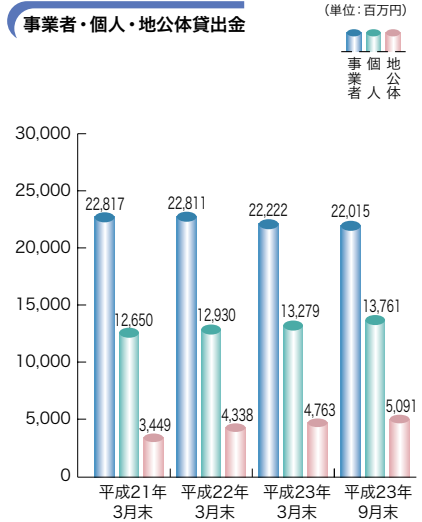
預金積金・貸出金



個人・法人預金



事業者・個人・地公体貸出金



Q-4

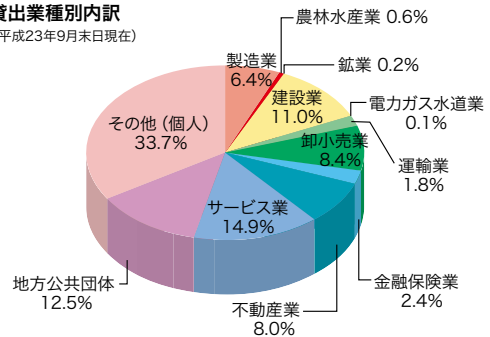
どんな先に貸出を行っているのですか？

A

当金庫は、「地元で集めた預金はすべて地元に戻元します」という姿勢のもと、出資者である会員の皆様へのご融資を基本に「地元中小企業の健全な発展」、「豊かな国民生活への実現」、「地域社会への奉仕」を実現するため地元金融機関として、多くの皆様にご利用いただくため貸出を通じてあらゆる相談に応じ、皆様に合致した商品の提供に心がけ、積極的に取り組んでいます。

貸出業種別内訳

(平成23年9月末日現在)



Q-5

有価証券の保有状況は？

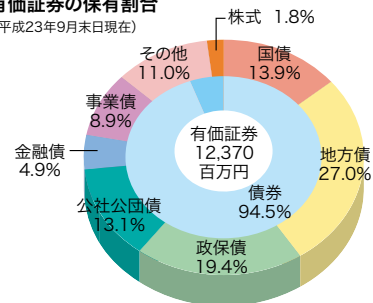
A

当金庫の有価証券運用のスタンスは、安全性を最重要視し、利息配当金収入中心の運用に心がけています。そのため運用は主に債券で行っております。

平成23年9月末日現在の有価証券の内、債券で94.5%、公共債のみでも73.4%を占めており、安全性を最重要視しております。

有価証券の保有割合

(平成23年9月末日現在)



有価証券の時価状況 (平成23年9月末日現在)

満期保有目的の債券

(単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	100	104	3
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	914	950	36
	その他	-	-	-
	小計	1,015	1,054	39
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	82	76	△6
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	900	682	△217
	小計	982	758	△224
合計		1,997	1,813	△184

その他有価証券

(単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	38	32	6
	債券	9,063	8,872	190
	国債	1,618	1,585	33
	地方債	3,263	3,199	63
	短期社債	-	-	-
	社債	4,181	4,088	93
	その他	-	-	-
	小計	9,102	8,905	196
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	142	186	△43
	債券	634	637	△2
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	634	637	△2
	その他	443	625	△182
	小計	1,220	1,449	△228
合計		10,322	10,354	△31

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 (単位: 百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	37
組合出資金	12

Q-6

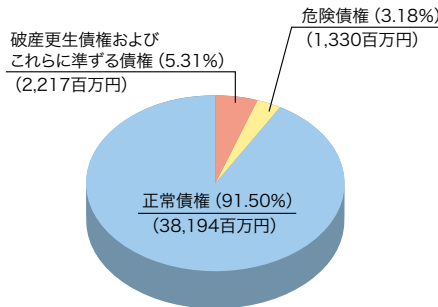
資産内容はどうか？

A

金融再生法上の不良債権の合計は、3,547百万円で対年度末比（平成23年3月末）82百万円減少、同法による不良債権比率は、8.49%で対年度末比（平成23年3月末）0.31ポイント減少となりました。

また、金融再生法による開示債権額は、貸借対照表の貸出金およびその他資産の中の未収利息、仮払金および債務保証見返の各勘定に区分したもので、下記の問題となる債権に対して、貸倒引当金および担保・保証等で97.84%保全されています。

開示債権の構成比（平成23年9月末日現在）



金融再生法に基づく開示債権と保全状況

(平成23年9月末日現在)

(単位:百万円)

	残高
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	2,217
危険債権	1,330
要管理債権	—
小計……(A)	3,547
正常債権	38,194
合計	41,742

(単位:百万円)

保全額……(B)	3,471
担保・保証等	2,309
貸倒引当金	1,161
保全率 (B) / (A)	97.84%

- 注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
 5. 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

自己資本の構成に関する事項（平成23年9月末日現在）

(単位:百万円)

項目	22年9月末	23年9月末
(自 己 資 本)		
出 資 金	632	642
非 累 積 的 永 久 優 先 出 資	—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	—	—
利 益 準 備 金	631	639
特 別 積 立 金	1,192	1,362
次 期 繰 越 金	187	251
そ の 他	—	—
処 分 未 済 持 分 (△)	—	—
自 己 優 先 出 資 (△)	—	—
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	—	—
営 業 権 相 当 額 (△)	—	—
の れ ん 相 当 額 (△)	—	—
企 業 結 合 に よ り 計 上 さ れ る 無 形 固 定 資 産 相 当 額 (△)	—	—
証 券 化 取 引 に よ り 増 加 し た 自 己 資 本 に 相 当 す る 額 (△)	—	—
内 部 格 付 手 法 採 用 金 庫 に お い て 、 期 待 損 失 額 が 適 格 引 当 金 を 上 回 る 額 の 50 % 相 当 額 (△)	—	—
基 本 的 項 目 (A)	2,643	2,896
土 地 の 再 評 価 額 と 再 評 価 の 直 前 の 帳 簿 価 額 の 差 額 の 45 % に 相 当 す る 額	113	113
一 般 貸 倒 引 当 金	106	35
内 部 格 付 手 法 採 用 金 庫 に お い て 、 適 格 引 当 金 が 期 待 損 失 額 を 上 回 る 額	—	—
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—	—
負 債 性 資 本 調 達 手 段	—	—
期 限 付 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 優 先 出 資	—	—
補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	—	—
補 完 的 項 目 (B)	220	148
自 己 資 本 総 額 [(A) + (B)] (C)	2,864	3,044

項目	22年9月末	23年9月末
他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額	258	258
負 債 性 資 本 調 達 手 段 及 び こ れ に 準 ず る も の	—	—
期 限 付 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 優 先 出 資 並 び に こ れ ら に 準 ず る も の	100	100
非 同 時 決 済 取 引 に 係 る 控 除 額 及 び 信 用 リ ス ク 削 減 手 法 と し て 用 い る 保 証 又 は ク レ ジ ッ ト ・ テ リ バ ッ プ の 免 責 額 に 係 る 控 除 額	—	—
内 部 格 付 手 法 採 用 金 庫 に お い て 、 期 待 損 失 額 が 適 格 引 当 金 を 上 回 る 額 の 50 % 相 当 額	—	—
PD/LGD 方 式 の 適 用 対 象 と な る 株 式 等 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー の 期 待 損 失 額	—	—
基 本 的 項 目 か ら の 控 除 分 を 除 く 、 自 己 資 本 控 除 と さ れ る 証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー 及 び 信 用 補 完 機 能 を 持 つ I/O ス ト リ ッ プ ス (告 示 第 247 条 を 準 用 す る 場 合 を 含 む)	—	—
控 除 項 目 不 算 入 額 (△)	258	258
控 除 項 目 計 (D)	—	—
自 己 資 本 額 [(C) - (D)] (E)	2,864	3,044
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス 項 目)	24,689	25,679
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	728	599
オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 を 8 % で 除 じ て 得 た 額	2,461	2,388
旧 所 要 自 己 資 本 の 額 に 告 示 に 定 め る 率 を 乗 じ て 得 た 額 が 新 所 要 自 己 資 本 の 額 を 上 回 る 額 に 25.0 を 乗 じ て 得 た 額	—	—
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	27,880	28,667
T i e r 1 比 率 (A / F)	9.48%	10.10%
自 己 資 本 比 率 (E / F)	10.27%	10.62%

(注) 「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。
 平成23年9月期については、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例（平成20年金融庁告示第79号）に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除していません。なお、「その他有価証券の評価差損」の額（31百万円）を控除して計算した場合には、自己資本比率は10.50%となります。

金融円滑化への取組状況について

倉吉信用金庫は、地元の中小企業および個人のお客様の幅広い資金ニーズに、迅速かつ安定的にお応えするため、「地域金融円滑化のための基本方針」を定め、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでいます。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下「金融円滑化法」といいます）第7条第1項の規定に基づき、平成23年9月末における当金庫の金融円滑化への取組状況をお知らせいたします。

1. 金融円滑化管理に関する基本方針について

（内閣府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要）

当金庫は、法の施行を受け、平成22年1月28日「地域金融円滑化のための基本方針」を定め、当金庫の取組方針などを、ホームページ等で公表するとともに、全役職員に周知徹底しております。

当金庫の金融円滑化への取組方針は以下の通りです。

取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸出条件の変更等のお申があった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. お借入条件の変更等の対応状況を適切に把握するための体制について

（内閣府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項）

- ①「金融円滑化推進委員会」の設置。
金融の円滑化を図るための管理態勢の実効性を確保するため、専務理事を委員長とし、常勤理事、本部各部長・室長を委員とする「金融円滑化推進委員会」を設置し、金融円滑化に関する情報の共有を図るとともに、金融円滑化に関連する各種施策を連携して取り組んでいく体制といたしました。（平成22年1月28日）
 - ②「金融円滑化管理責任者」の設置。
適切な金融円滑化を図り、その実効性を確保するため、金融円滑化管理におけるお客様への適切な対応等にかかる事項を統括、管理するため、管理部署の審査部の審査担当理事を管理責任者とする「金融円滑化管理責任者」を設置しました。（平成22年1月28日）
 - ③「金融円滑化相談窓口」「金融円滑化対応責任者」の設置。
金融円滑化対応責任者を各部・店長とし、お客様からのご相談やお申込に対する適切な対応を図るため、各営業店に「金融円滑化相談窓口」を設置しております。（平成21年12月7日）
 - ④「休日融資特別相談窓口」の設置
お客様からのご相談やお申込の利便性を図るため、本店営業部に、毎週土曜日「休日融資特別相談窓口」を設置しております。
 - ⑤理事会の役割
理事会は、金融円滑化管理にかかる最終責任機関として、「地域金融円滑化のための基本方針」を定めるなど、金融円滑化管理を徹底するための態勢を整備、構築しております。
 - ⑥お借入条件の変更等の申込・相談に係る管理態勢
お借入条件の変更等の申込・相談については、各営業店で記録・保管するとともに、毎月担当部署（審査部）に報告させ、担当部署において検証・管理しております。
なお、やむなく謝絶や取下げが発生した場合は別途記録を作成し、発生の都度「金融円滑化推進委員会」に報告いたします。
- ## 3. お借入条件の変更等に係る苦情相談を適切に行うための体制について
- （内閣府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要）
- ①苦情相談窓口の設置
本部コンプライアンス統括室に苦情相談窓口を設置し、金融円滑化に関するお客様からの苦情、相談メール、専用フリーダイヤルを新たに設置し、真摯に対応する体制としております。
（平成22年1月18日苦情、相談メール開設・同25日専用フリーダイヤル開設）
 - ②お客様からの苦情、相談記録の作成と保存
お客様からございました、苦情、相談については、その内容を適切に記録・保存するとともに、委員会で協議を行い、関連部署と協力し、問題解決、改善に努めてまいります。
- ## 4. 中小企業者のお客様の事業についての改善または再生のための支援を行うための体制について

（内閣府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要）

- ①経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取り組み
お客様からの経営相談については営業店が真摯にお話をお伺いし、お客様の抱えている問題を十分認識したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。
経営改善計画を策定する意思のあるお客様から要請がある場合には、経営改善計画の策定を支援しております。
また、お借入条件の変更等に際して、経営改善計画を策定した場合には、当該改善計画の進捗状況を適切に管理するとともに、必要に応じて経営相談・経営指導を行うなど、経営改善に向けた働きかけを行っております。
経営改善・指導は本部経営支援課がサポートいたします。
- ②経営相談・経営指導及び経営改善に向けた能力向上施策
お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるための研修を実施し、当該能力の向上を目的とした人材育成に努めてまいります。

●金融円滑化法第4条・第5条に基づく措置の実施状況

1. 債務者が中小企業者である場合

（1）貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸出条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額	185	1,226	2,108	2,759	3,431	3,955	4,563	4,913
うち、実行に係る貸付債権の額	83	1,037	1,998	2,706	3,186	3,726	4,094	4,678
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	58	75	77
うち、審査中の貸付債権の額	101	183	95	20	213	139	240	4
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	5	14	31	31	31	153	153
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	16	310	540	744	864	963	1,093	1,288
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	7	7

（2）貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数

（単位：件）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸出条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数	12	106	192	223	275	326	382	428
うち、実行に係る貸付債権の数	8	90	168	214	256	305	342	404
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	3	5	6
うち、審査中の貸付債権の数	4	14	21	3	13	12	19	2
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2	3	6	6	6	16	16
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	5	33	65	87	104	122	158	169
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	1	1

2. 債務者が住宅資金借入者である場合

（1）貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸出条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額	18	143	243	308	344	386	388	425
うち、実行に係る貸付債権の額	0	73	184	260	284	296	338	378
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	7	7	7	7	7
うち、審査中の貸付債権の額	18	52	24	0	12	41	2	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	17	34	39	39	39	39	39

（2）貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数

（単位：件）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸出条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数	2	13	25	29	33	35	36	41
うち、実行に係る貸付債権の数	0	8	18	24	27	28	30	36
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	1	1	1	1	1
うち、審査中の貸付債権の数	2	4	5	0	1	2	1	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1	2	4	4	4	4	4

地域貢献活動

当金庫では、地域金融機関として、「地域と共に生きる」をテーマに金融サービスの提供を通じ、地元企業の発展や、地域にお住まいの皆様の生活の向上、豊かで活力ある地域社会の実現を願い、地域のイベント活動や社会福祉活動に参加しています。

6月15日「信用金庫の日」

毎年、6月15日は「信用金庫の日」として全国の信用金庫で様々なイベントが行われておりますが、当金庫では地域貢献活動として、全店一斉による周辺道路や公共施設のクリーン活動を実施しました。また、各営業店では、お客さまへの日ごろの感謝を込めて、各種イベントを実施したり、お客さまの作品展を行ったりしました。



全店一斉のクリーン活動

イベントの提供

プロ棋士を招いた年4回の囲碁大会をはじめ、健康ウォーク等のイベントを定期的に提供し、大勢の方々に参加いただいています。



くらしん健康ウォーク

地域のイベントへの参加

くらしん打吹まつりでは、職員の「みつぼし踊り」参加をはじめ、地域の方々と共に祭りを盛り上げています。また、各地域で行われる行事には支店単位でも積極的に参加しています。



みつぼし踊り参加

外郭団体の活動

各支店には外郭団体を組織しており、旅行・網引きや、年金友の会のグラウンドゴルフ大会等、様々な行事で会員相互の親睦を図ると同時に、講演会・研修会等の会員に役立つ活動を行っています。また、ヤングコアでは、歳末助け合い募金や清掃活動を行っています。



地引網



— 店舗一覧 —

本 部	〒682-0806	倉吉市昭和町1丁目60 倉吉郵便局私書箱13号	TEL 0858 (22) 1111	FAX 0858 (22) 5607
本店営業部	〒682-0806	倉吉市昭和町1丁目60	TEL 0858 (22) 6108	FAX 0858 (22) 6110
うつぶき支店	〒682-0886	倉吉市大正町1075-4	TEL 0858 (22) 4154	FAX 0858 (22) 4157
浦安支店	〒689-2352	東伯郡琴浦町浦安213-2 東伯郵便局私書箱4号	TEL 0858 (52) 2351	FAX 0858 (52) 2352
由良支店	〒689-2221	東伯郡北栄町由良宿551-4	TEL 0858 (37) 3711	FAX 0858 (37) 3712
東郷支店	〒689-0714	東伯郡湯梨浜町龍島536-3	TEL 0858 (32) 0631	FAX 0858 (32) 0632
倉吉駅前支店	〒682-0021	倉吉市上井町2丁目3-9	TEL 0858 (26) 2951	FAX 0858 (26) 2953
羽合支店	〒682-0721	東伯郡湯梨浜町田後340-3	TEL 0858 (35) 2641	FAX 0858 (35) 2642
鳥取支店	〒680-0845	鳥取市富安1丁目221-1	TEL 0857 (26) 3241	FAX 0857 (26) 3243
西倉吉支店	〒682-0851	倉吉市西倉吉町20-15	TEL 0858 (28) 3111	FAX 0858 (28) 3112
関金出張所	〒682-0411	倉吉市関金町関金宿247-1	TEL 0858 (45) 3121	FAX 0858 (45) 3122
西支店	〒682-0871	倉吉市旭田町11	TEL 0858 (22) 1313	FAX 0858 (22) 1314
三朝支店	〒682-0121	東伯郡三朝町大瀬1036-4	TEL 0858 (43) 2111	FAX 0858 (43) 2112
真庭支店	〒717-0613	岡山県真庭市蒜山下徳山43-3	TEL 0867 (66) 4368	FAX 0867 (66) 4374